

総合通信基盤局

Telecommunications Bureau

総合通信基盤局

総務課

電気通信事業部

事業政策課

料金サービス課

データ通信課

電気通信技術

システム課

安全・信頼性対策課

基盤整備促進課

利用環境課

電波部

電波政策課

基幹・衛星移動

通信課

移動通信課

電波環境課

Mission

総合通信基盤局は、ありとあらゆる主体が情報通信を活用する上で前提となる次のようなルール策定や環境整備を行うことにより、我が国の情報通信が安心安全かつ確実に機能するための仕組みづくりを担っています。

- ・デジタル基盤の整備
- ・電気通信市場における公正な競争の促進
- ・安心・安全なICT利用環境の整備
- ・電波の有効利用の促進や利用環境の整備

デジタル基盤の整備

政府は、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現を目指しています。その重要な柱の1つである「デジタル田園都市国家構想」は、高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方においてこそ新たなデジタル技術を活用するニーズがあることに鑑み、地方からのデジタル実装により、地方が抱える課題を解決するとともに、地域の個性を活かしながら地方を活性化することで、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現し、持続可能な経済社会を目指すものです。

同構想の実現のためには、デジタル実装の前提となるデジタル基盤が地方を含む全国に整備されていることが必要不可欠であり、総務省では、同構想の実現に向けて2022年3月に「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」を策定(2023年4月改訂)し、光ファイバ、5G等のデジタル基盤整備の取組を本計画に沿って強力に進めています。(詳細はTopicを参照)。

電気通信市場における公正な競争の促進

近年、我が国の電気通信市場においては、携帯電話やブロードバンドの普及、移動系通信事業者を主としたグループ単位での競争の進展等の大きな環境変化が起きており、そうした環境変化も踏まえた上で、公正な競争環境を引き続き確保していくための制度整備等が一層重要になってきています。総務省では、電気通信事業者によって多種多様な電気通信サービスが低廉な料金で提供されるよう、電気通信市場における公正な競争環境の整備に取り組んでいます。モバイル市場においては、SIMロックの原則禁止や違約金の撤廃、キャリアメール持ち運びサービスの開始、eSIMの導入等の取組が進展しています。

安心・安全なICT利用環境の整備

総務省では、消費者が意図しない契約を締結することがないよう、また、容易に契約を解消できるよう、実効的な消費者保護ルールの策定・運用に努めています。

また、利用者に関する情報の適正な取扱いの確保や、インターネット上の誹謗中傷を始めとする違法・有害な情報への対策等を通じて、国民が安心してICTサービスを利用できる環境の整備にも取り組んでいます。特に、誹謗中傷対策について発信者情報開示のための裁判手続の簡易・迅速化を図るため、新たな裁判手続の創設を含む改正プロバイダ責任制限法が2022年10月1日に施行されました。

近年では、検索サービスやSNSなどのプラットフォームサービスを提供する事業者による利用者に関する情報の取得・管理等に対する利用者の不安が高まっています。これを受け、2022年6月には、ICTサービスの利用者に関する情報の適正な取扱いに係る制度の整備などを内容とする電気通信事業法の改正を行いました。

また、総務省では、電気通信事業者の通信設備の停電対策や通信回線の冗長化などを制度化するとともに、具体的な対策方法を情報通信ネットワーク安全・信頼性基準において規定するなど、自然災害時などに通信を途絶させないための施策に取り組んでいます。

電波の有効利用の推進

電波は、携帯電話やテレビなどの生活に身近なものから、警察、消防・救急、航空、船舶、防災など公共性の高い無線通信、更には物流管理や食の安全性、医療、交通、ホームネットワークやロボットまで様々な分野において利用され、社会基盤を構築する重要な要素です。

総務省では、例えば、第5世代移動通信システム(5G)の社会実装に向けて、研究開発、国際連携・国際標準化、実証試験などの取組を推進してきました。2019年4月には携帯電話事業者4者に対して5G用周波数の割当てを行い、2021年3月末までに全都道府県で5G商用サービスが開始されています。また、2021年4月及び2022年5月に携帯電話事業者に対して追加の5G用周波数を割り当てるなど、更なる5Gの普及を図っています。

また、2023年1月から開催した「5Gビジネスデザインワーキンググループ」において、同年7月、世界に先駆けて5Gビジネスを拡大していくため、インフラ整備、機器・端末の普及、ユースケースの創出に一体的に取り組むことや、それに資する新たな割当方式としての「条件付オー

クション」の制度設計について方向性を取りまとめ、必要な取組を進めています。

さらに、5Gの次の世代の移動通信システムとなる「Beyond 5G」は、2030年頃の実用化が見込まれており、その実現に向けて、産学官一体となったグローバルかつ戦略的な活動に取り組んでいます。

電波の利用環境の整備

消防無線、航空・海上無線、携帯電話などで、電波を支障なく利用できるよう、妨害源の迅速な排除や不法無線局の取締りを実施しています。また、無線局のデータベースシステムの構築のほか、電波を安心して利用していただくための知識やルールの周知・啓発活動を行っています。

さらに、電波が人体などに与える影響の科学的な解明や、電波利用における人体防護の指針である「電波防護指針」の策定、電気・電子機器などからの漏えい電波に関する規格の策定などを通じて、誰もが安心して安全に電波を利用できる環境の整備に努めています。

Topic

デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル基盤の整備

総務省では、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(2022年3月策定、2023年4月改訂)に基づき、デジタル基盤整備を推進しています。

具体的には、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率を99.9%とするために、離島等における整備を進めます。また、2030年度末までに5Gの人口カバー率を99%とするとともに、同年度末までに高速道路のカバー率を100%にするなど、非居住地域を含む5G等のエリア整備を推進していきます。光ファイバ、5G等については、自治体、事業者、総務省等により地方ブロック単位で開催する「地域協議会」等を活用し、地域におけるデジタル実装とインフラ整備のマッチングを図りながら、デジタル基盤の整備に取り組めます。

さらに、データセンターの拠点整備の取組と連動して、国際海底ケー

ブルの多ルート化等により我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けた取組を促進します。

このほか、離島、海上、山間部等の効率的なカバーや、上記の地上系ネットワークの冗長性の確保に有用な、HAPS(High Altitude Platform Station)や衛星通信などの非地上系ネットワーク(NTN)の早期国内展開にも取り組んでいきます。高度20km程度の成層圏の飛行機等に、携帯電話基地局等の機能を搭載することで広範囲の通信エリアを構築するHAPSについては、技術実証や制度整備等を進めるほか、2025年の大阪・関西万博等での実証・デモ等の機会を捉えた海外展開を推進します。

引き続き、総合通信基盤局ではデジタル基盤の整備を着実に実行し、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献していきます。

